

多様な担い手育成支援事業 運営事業者公募 質問回答書

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

令和7年9月29日

No.	事項	該当箇所			質問	回答
1	参加申請	公募要項	公募要項	p7 (4) 参加申請の提出 (ウ) 提出書類 税申告書 (写し)	税申告書（写し）について、「直近3年分の税務署の <u>収受印のある税申告書</u> の写し」とあります。電子申告e-Taxで申告した場合、収受印のある申告書がありませんので、収受印の代わりに、「国税メッセージボックスに格納された受信通知」を添付することで問題ないでしょうか？	税申告書（写し）について、電子申告e-Taxで申告した場合、収受印の代わりに、「国税メッセージボックスに格納された受信通知」を添付することで問題ありません。
2	収益事業	別紙2	業務内容説明書	p4 (4) その他の事業	自動販売機の設置や、物販などの収益事業を行うことは可能でしょうか？ 可能な場合、必要な東京都の許可条件、収益上限の有無、占用料または使用料の支払いなどはありましたらご提示ください。	公募要項P3の3. (2) ②協定金以外の収入の考え方に記載のとおり、収益事業を実施することは可能です。また、申請内容に応じて許可の可否を判断します。なお、収益上限は設定しない予定です。占用料または使用料は今後の協議により決定する予定です。
3	保険加入	別紙5	協定書（案）	P3 (4) 施設維持管理者の役割 ケ 各種保険料	保険加入について、火災保険や施設賠償責任保険は施設維持管理者が負担とされていますが、事業プログラム実施に係る保険（参加者の傷害保険）については、運営事業者が負担するという認識でよいでしょうか？ また、傷害保険の保険金額について指定があればご提示下さい。	事業プログラム実施に係る保険（参加者の傷害保険）については、運営事業者または参加者が負担するという認識です。 また、傷害保険の保険金額について、現時点では、指定はありません。

No.	事項	該当箇所			質問	回答
4	施設の貸与	別紙5	協定書（案）	P6 施設等の運営	外部主体がイベント等で施設の使用を希望した場合、利用料を徴収して貸し出すことは可能でしょうか？	本事業の趣旨等に合致しているものであれば、外部主体がイベント等で施設の使用を希望した場合、利用料を徴収して貸し出すことは可能です。
5	施設等の改修費用	別紙5	協定書（案）	p 6 （施設等の運営） （4）施設等の改修費用	施設等の改修費用について、「軽微なものは運営事業者」「それ以外は東京都負担」とありますが、具体的な金額基準や判断プロセスはありますか。	施設等の改修費用について、具体的な金額基準や判断プロセスの詳細は、今後の協議等を踏まえて決定する予定です（現時点で、軽微なものは1件あたり30万円未満を想定）。
6	協定金の支払い	別紙5	協定書（案）	P7～8 協定金の支払	協定金の支払いについて、分割払いでしょうか？または年度末に一括で支払われるのでしょうか？	協定金の支払いについて、公募要項P.2の3.（2）①協定金の金額及び支払の考え方に記載のとおり、運営事業者が請求し、都が必要と認める経費について概算払いをする予定です。